入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年９月16日

国立大学法人岡山大学　学長　千葉　喬三

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　33

○第２号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　岡山大学（医病）中央診療棟新営機械設備工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目５番１号　岡山大学鹿田団地構内

⑷　工事概要　岡山大学病院中央診療棟の新営機械設備工事　鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造）、地上５階建、建築面積2,594㎡、延べ面積10,938㎡

⑸　工期　平成24年９月28日まで。【全体工期約22ヶ月】

⑹　使用する主要な資機材　空調設備一式、換気設備一式、衛生器具設備一式、給排水設備一式、給湯設備一式、防災設備一式、医療ガス設備一式、排水処理設備一式

なお、本工事に関連する建築工事、電気設備工事は別途発注される予定である。

⑺　本工事は、入札時に「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式による総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。（詳細は入札説明書による。）

⑻　本工事は、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、岡山大学長から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　前項に規定する特別な理由がある場合とは、被補佐人、被補助人、及び未成年者で必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法第９条但し書きに規定する行為）である場合とする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、更生手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑷　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、更生手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,150点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。

⑸　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上３階建以上かつ延べ床面積が１棟6,500㎡以上の病院の新営機械設備工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上２階建以上かつ延べ床面積が１棟3,000㎡以上の病院、学校校舎又は研究施設の新営機械設備工事

⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑾　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者又は同等以上の知識及び技術又は技能を有する者であること。

②　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸①に掲げる新営工事の施工の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　共同企業体の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⒀　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。

なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。(詳細は入札説明書による。)

⑵　評価項目及び評価基準　企業の高度な技術力「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の各評価項目毎に評価を行い、評価点数を算出する。(詳細は入札説明書による。)

⑶　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

⑷　技術提案書に対するヒアリング　技術提案書に対するヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時場所等必要事項は別途通知する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒700―8530 岡山県岡山市北区津島中一丁目１番１号　国立大学法人岡山大学　施設企画部施設企画課総務係　電話086―251―7123

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成22年９月16日（木）から平成22年10月８日（金）まで

入札説明書の交付に当たっては、原則として、「岡山大学ホームページ」（http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html）からのダウンロード配布（無料）により交付する。